

(仮称) 玉島学校給食共同調理場整備運営事業

募 集 要 項

令和7年1月10日

倉敷市教育委員会

<目次>

1	事業概要	1
(1)	事業内容に関する事項	1
2	応募者に関する条件	5
(1)	応募者の構成	5
(2)	応募者の備えるべき参加資格要件	6
3	事業者の募集及び選定に関する事項	12
(1)	募集及び選定方法	12
(2)	募集及び選定スケジュール	12
4	応募に関する事項	13
(1)	参加手続き	13
(2)	応募に関する留意事項	17
(3)	市の支払総額の上限価格	18
5	優先交渉権者の決定	19
(1)	優先交渉権者の決定	19
(2)	審査結果の通知	19
(3)	審査結果等の公表	19
6	提案に関する条件	20
(1)	敷地に関する各種法規制等	20
(2)	事業者が行う業務	20
(3)	業務の委託	21
(4)	事業者の収入	21
(5)	市による事業の実施状況及びサービス水準の監視.....	21
(6)	保険.....	21
(7)	市と事業者の責任分担	21
(8)	財務書類の提出	22
7	契約に関する事項	23
(1)	契約手続き	23
(2)	事業契約の概要	23
(3)	契約金額	23
(4)	契約の保証	23
(5)	特別目的会社の設立	23
(6)	事業者の事業契約上の地位	24

(7)	融資金融機関との協議	2 4
(8)	契約金額の内訳の公表	2 4
8	その他	2 5
(1)	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	2 5
(2)	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	2 5
(3)	情報公開及び情報提供	2 6
(4)	募集要項等に関する問い合わせ先	2 6

この募集要項は、倉敷市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した（仮称）玉島学校給食共同調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、公表するものである。

応募者は、募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「募集要項等」という。）の内容を踏まえ、応募に参加するものとする。

1 事業概要

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名

（仮称）玉島学校給食共同調理場整備運営事業

イ 公共施設の管理者名称

倉敷市長 伊 東 香 織

ウ 事業の目的

現在、倉敷市内の自校方式調理場の多くで老朽化が進行し、新たな給食施設の整備が喫緊の課題となっており、「倉敷市学校給食調理場整備に係る基本方針」により、6,000～8,000食規模の複数の献立ラインを有する共同調理場を市内に3か所程度設置することとしている。

本事業は、この方針に沿って、旧玉島学校給食共同調理場跡地及び現倉敷市立玉島高等学校敷地の一部に、8,000食規模の「（仮称）玉島学校給食共同調理場」（以下、「本施設」という。）を整備し、維持管理・運営することで、より安全安心な学校給食の提供を行うことを目的とする。

エ 本事業の基本理念

本事業は次の基本理念に基づいて実施するものとする。

(ア) 安全安心な学校給食の提供

学校給食衛生管理基準を遵守し、安全安心な給食を安定的に提供する。また、アレルギー対応専用調理室等を整備し、食物アレルギーを有する児童生徒に対しても可能な限り給食を提供する。

(イ) 食育の推進、地産地消への取組み

地場産物等を活用した献立等による地産地消の推進、デジタル配信の活用や防災教育と連携した新しい食育を推進する。

(ウ) 事業の持続可能性への配慮

調理作業の効率化や人手不足への対応など、社会変化を見据え、給食提供が安定的に継続できることを重視する。

(エ) 環境負荷低減、エネルギー使用量削減

倉敷市公共建築物ゼロカーボン指針（令和4年4月）に基づき、地球環境に配慮した施設として省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの導入等、利用可能な技術を最大限利用し、臭気・防音対策など環境負荷の低減に取り組むものとする。

オ 事業の内容

(ア) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下、「PFI法」という。）に基づき、市が所有する土地に、本事業を実施する者（以下、「事業者」という。）自らが本施設の設計及び建設を行い、工事完了後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運營業務等を実施する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

なお、本事業は倉敷市PFI事業等応募促進報奨金交付要綱（令和6年倉敷市告示第420号）における報奨金交付の対象事業とする。

(イ) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和25年7月31日までとする。

(ウ) 事業の範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

① 施設整備業務

- (a) 事前調査業務及びその関連業務
- (b) 既存施設解体業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (c) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務

- (d) 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (e) 道路造成工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (f) 工事監理業務
- (g) 調理備品等調達業務（食器・トレイを除く）
- (h) 事務備品調達業務
- (i) 学校配膳室改修業務
- (j) 近隣対応・対策業務

② 開業準備業務

③ 維持管理業務

- (a) 建物維持管理業務
- (b) 建築設備維持管理業務
- (c) 調理設備維持管理業務
- (d) 外構等維持管理業務
- (e) 清掃業務
- (f) 警備業務
- (g) 長期修繕計画策定業務

④ 運營業務

- (a) 日常の検収業務
- (b) 給食調理業務
- (c) 洗浄等業務
- (d) 配送及び回収業務
- (e) 残渣等処理業務
- (f) 調理備品等更新業務（食器・トレイを除く。）
- (g) 配送車両調達・維持管理業務
- (h) 献立作成支援業務
- (i) 食育支援業務

(工) 市が行う業務

運營業務のうち、市が実施するものは次のとおりである。

- (a) 食材調達業務
- (b) 食材検収業務

- (c) 食数調整業務
- (d) 検食業務
- (e) 献立作成・栄養管理業務
- (f) 衛生管理・調理指示業務
- (g) 光熱水費の負担、支払い
- (h) 給食費徴収管理業務
- (i) 配送校の調整業務
- (j) 学校配膳室業務
- (k) 食育業務
- (l) 広報業務
- (m) 食器・トレイの更新業務
- (n) 市職員用事務室に関する引越し業務

(オ) 事業の実施スケジュール

事業スケジュール(予定)は、概ね次のとおりである。

日程	項目
令和7年12月	事業契約締結
令和7年12月～令和10年6月(約30ヶ月間)	解体・設計・建設期間
令和10年6月	本施設の所有権移転
令和10年7月～令和10年8月(約2ヶ月間)	開業準備期間
令和10年8月下旬～令和25年7月(約15年間)	維持管理・運営期間

2 応募者に関する条件

(1) 応募者の構成

ア 応募者の構成と定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員）で構成されるグループとする。

項目	定義
構成企業	応募者を構成する法人で、業務の一部を本事業のために設立する特別目的会社から直接又は間接的に受託・請負する予定であり、当該特別目的会社に出資を予定している法人
協力企業	応募者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負する予定だが、特別目的会社には出資を行わない法人
代表企業	構成企業のうち、最も高い出資割合を負担し、構成企業を代表して本事業の参加手続きを行う法人かつ運營業務を行う者

イ 構成企業等の明示

応募者を構成する構成員は、参加資格審査書類の提出時に、構成企業（代表企業である場合はその旨も記載する）、協力企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書等において明記すること。

ウ 複数業務の実施

応募者の構成企業又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ）。

エ 複数応募の禁止

応募者の構成企業は、他の応募者の構成員になることはできない。また、各業務を担当する構成企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員になることはできない。

なお、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業（代表企業を除く）又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

オ 応募者の変更及び追加

参加資格確認基準日以降、応募者の構成員の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該応募者を優先交渉権者決定のための審査の対象から除外する。また、参加資格確認基準日以降の応募者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下、「構成員の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行った場合は、構成員の変更等を認めることがある。

(ア) 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

市は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

(イ) 提案審査書類提出日から優先交渉権者決定日まで

市は、提案審査書類提出日以降に応募者の構成員（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で、応募者が構成員の変更（参加資格を喪失し脱退する構成員に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認することがある。

(2) 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成員は、以下のア、イで規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について選定委員会の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

ア 共通の参加資格要件

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(イ) 倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領及び倉敷市物品供給等登録業者指名停止要

- 領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (ウ) 倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱（平成13年倉敷市告示第276号）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (エ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）でないこと。
- (カ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続き開始の申し立て、又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正11年法律第71号）の規定による破産申し立てがなされている者でないこと。
- (キ) 課税されているすべての税（国税、岡山県税及び倉敷市税）を滞納している者でないこと。
- (ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び倉敷市暴力団排除条例（平成23年条例第45号）第2条第2号のいずれにも該当しないこと。
- (ケ) 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (コ) 選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。
- (サ) 本事業についてアドバイザー業務に関連する以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- ・株式会社日建設計総合研究所
（所在地：東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号）
 - ・株式会社YMFG ZONEプランニング
（所在地：山口県下関市竹崎町四丁目2番36号）
 - ・弁護士法人関西法律特許事務所
（所在地：大阪府中央区北浜二丁目5番23号）

イ 個別の参加資格要件

応募者の構成員のうち（ア）から（カ）の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務を行う者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできない。

（ア） 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が①から③の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第208号。以下「要綱」という。）に基づく建設関係コンサルタント業務（建築設計）における令和6年度の入札参加資格を有すること。
- ③ 募集要項等の公表日から参加資格確認日までの期間に、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていないこと（処分を受けた地域を問わない）。
- ④ 延べ面積1,000㎡以上の公共施設（平成21年4月以降に履行が完了した新築・改築又は増築の新築部分が当該面積以上のものに限る）の実施設計業務を元請として履行した実績を有していること。
- ⑤ HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の実施設計実績若しくはドライシステムの学校給食施設（平成21年4月以降に履行が完了したものに限る）の設計実績を有していること。

（イ） 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が①から③の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 要綱に基づく建設関係コンサルタント業務（建築設計）における令和6年度の入札参加資格を有すること。
- ③ 募集要項等の公表日から参加資格確認日までの期間に、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていないこと（処分を受けた地域を問わない）。
- ④ 国、地方公共団体が発注した延べ面積1,000㎡以上の公共施設（平成21年4月

以降に工事が完了した新築・改築又は増築の新築部分が当該面積以上のものに限る)の工事監理業務の実績を有していること。

- ⑤ HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると思われた施設の工事監理実績若しくはドライシステムの学校給食施設（平成21年4月以降に工事が完了した新築・改築又は増築の新築部分が当該面積以上のものに限る）の工事監理実績を有していること。

(ウ) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は2者以上により実施すること。なお、次の①から③までの要件は全ての建設業務を行う者が満たすものとし、⑤及び⑥の要件は、いずれかの者が満たすものとする。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 募集要項等の公表日から本事業に係る契約の締結日までの期間に、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業停止の処分を受けていない者（当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ、対象が公共事業に係るものに限る。）であること。
- ③ 倉敷市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第207号）に基づく建築一式工事における令和6年度の入札参加資格を有すること。
- ④ なお、建設業務を行ういずれかの者の総合値が1,200点以上、前者以外の者は総合値が750点以上であること。
- ⑤ 建設業務を行う者のうち1者以上は市内業者（倉敷市内に本社又は本店を有する者）であること。
- ⑥ 当該工事に、建設業法第26条第2項の規定に基づく監理技術者を配置できる者であること。
- ⑦ 平成21年4月以降に工事が完了した延べ面積3,000㎡以上の施設の新築・改築又は新築部分が3,000㎡以上の増築に関する建築一式工事について、元請としての施工実績を有し、かつ、平成21年4月以降に工事が完了したドライシステムの学校給食施設、特定給食施設又は食品工場等の新築・増築又は改築工事について、元請としての施工実績を有すること。

また、DB方式やDBO方式、BTO方式等の建設業務以外の業務を含む事業の場合は、特別目的会社や共同企業体の構成員としての実績も可とする。

(エ) 調理設備の調達業務を行う者

調理設備の調達業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。
なお、複数の者で実施する場合には、いずれかの者が②を満たせばよい。

- ① 倉敷市物品供給等の契約に係る競争入札参加者の資格及び要件を定める要綱(平成29年倉敷市告示第180号 改正 令和元年倉敷市告示第559号)に基づく令和6年度の入札参加資格者名簿に業務用厨房機器で登載されていること。
- ② 3,000食以上かつ複数の献立ラインを有するドライシステムの学校給食施設における調理設備一式の調達及び設置業務の実績を有していること。なお、当該実績は、平成21年4月以降に完了した者、又は、PFI法に基づく特定事業等で調理設備等の調達及び設置業務を行う主たる企業として調理設備等の調達及び設置業務を完了した者に限る。

(オ) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合には、いずれかの者が②を満たせばよい。

- ① 本業務を実施するために法律上求められる資格等がある場合には、これを備えていること。
- ② 平成21年4月以降に学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること。

(カ) 運營業務を行う者

運營業務を行う者は、以下に示す要件について該当すること。

- ① HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設若しくはドライシステムの学校給食施設において3,000食以上かつ複数の献立ラインの提供能力のある施設の運營業務の実績を有していること。

ウ 地域経済への配慮

応募者は、構成企業及び協力企業に、市内に本社・本店等を置く市内企業を加えるように努めること。また、調理従業員を市内から優先的に雇用する、必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮して本事業を実施すること。

市内企業の参画や育成、地域経済の振興に対する取組みの状況に応じて、審査基準において加點評価の対象とすることを想定している。

エ 参加資格要件の喪失

参加資格を有すると認められた応募者の構成員のいずれかの者が、参加資格確認申請の提出日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

(ア) 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間

当該期間に応募者の構成員が、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として失格とする。ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議のうえ、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

なお、構成員の除外は当該企業の除外後も応募者が参加資格要件を満たす場合のみ認めることとする。

(イ) 優先交渉権者決定日から契約締結日までの間

当該期間に応募者の構成員のいずれかの者に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は仮契約を締結せず、又は、仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は、仮契約を解除しても、市は一切責を負わない。ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、市は変更後の応募者と仮契約を締結できるものとする。

オ 特別目的会社の設立等

審査の結果、優先交渉権者として選定された応募者は、構成企業の出資により倉敷市内に特別目的会社を仮契約締結時までに設立するものとする。特別目的会社は、会社法（平成17年法律第86号）の定める株式会社とする。なお、事業予定地内に設立することも可とする。

なお、応募グループの構成企業は、事業者に対して必ず出資し、代表企業の議決権割合は最大となるものとする。また、構成企業全体の有する議決権の割合が、全議決権の2分の1を超えることとする。

特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

3 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定方法

本事業では、既存施設の解体、本施設の設計、建設、開業準備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の幅広い能力やノウハウを活かした効率的かつ効果的な事業実施が求められる。

したがって、事業者の選定にあたっては、事業者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

(2) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	事業スケジュール
令和7年 1月10日	募集要項等の公表
1月20日	募集要項等の公表（追加分）
1月31日	募集要項等に関する第1回質問受付締切
2月21日	募集要項等に関する第1回質問に対する回答公表
3月7日	参加資格審査書類の受付締切
3月19日	参加資格審査結果の通知
4月9日	募集要項等に関する第2回質問受付締切
4月22日	競争的対話の実施
5月9日	募集要項等に関する第2回質問に対する回答公表
6月27日	提案審査書類の受付締切
8月上旬	提案書に関する事業者ヒアリング (プレゼンテーション含む)
8月中旬	優先交渉権者の決定・公表
9月中旬	基本協定締結
10月中旬	仮契約締結
12月下旬	事業契約締結

4 応募に関する事項

(1) 参加手続き

ア 募集要項等に関する第1回質問受付・回答

募集要項等の内容に関して、以下のとおり質問を受け付ける。なお、提出された質問・意見のうち、市が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(ア) 受付期間

令和7年1月27日（月）から令和7年1月31日（金）午後5時まで

(イ) 提出先

倉敷市教育委員会 学校教育部 保健体育課

(ウ) 提出方法

募集要項等に関する質問書（様式0-1）に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

(エ) 回答の公表

募集要項等に関する第1回質問に対する回答を令和7年2月21日（金）に市ホームページにおいて公表する（質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは除く）。

イ 参加資格審査書類の受付

本事業へ参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書（以下、「参加表明書等」という。）を以下のとおり提出しなければならない。

(ア) 受付期間

令和7年3月5日（水）から令和7年3月7日（金）午後5時まで

(イ) 提出先

倉敷市教育委員会 学校教育部 保健体育課

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。なお、持参する場合は、前日までに8（4）の問い合わせ先へ連絡の上、提出時間等を調整すること。

ウ 参加資格審査結果の通知

市は、提出された参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、以下に示す参加資格確認基準日までに当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(ア) 参加資格確認基準日

令和7年3月19日(水)

(イ) 確認結果の通知

参加資格確認の結果は、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

(ウ) 参加資格の取消し

参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類又は電子ファイル等に虚偽の記載をし、又は、重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

エ 参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について書面(任意様式)により市に説明を求めることができる。

(ア) 受付期間

参加資格確認結果の通知から7日以内

(イ) 提出先

倉敷市教育委員会 学校教育部 保健体育課

(ウ) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便に限る。)により提出すること。

(エ) 参加資格がないと認めた理由の回答

参加資格がないと認めた理由の説明請求の受付後、7日以内に行う。

オ 募集要項等に関する第2回質問受付

募集要項等の内容に関して、以下のとおり質問を受け付ける。

(ア) 受付期間

令和7年4月7日(月)から令和7年4月9日(水)午後5時まで

(イ) 提出先

倉敷市教育委員会 学校教育部 保健体育課

(ウ) 提出方法

募集要項等に関する質問書（様式0-1）に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

カ 募集要項等に関する競争的対話の実施

市と資格審査通過者との意思疎通を図るとともに、市のニーズの的確な理解を目的に、募集要項等に関する第2回質問を基に、個別に対話を行う。参加申込は、資格審査を通過した応募者の代表企業が行うものとする。

競争的対話における質問に対する回答は、原則として公表とする。ただし、提案内容の漏洩に繋がる可能性のあるもの等は一部非公表とする可能性がある。

(ア) 開催日時

令和7年4月22日（火）

開催時間は、申込があった代表企業に対し別途通知する。なお、対話時間は1時間程度を想定している。

(イ) 開催方法

WEB会議システム（Zoom）を用いてオンラインで行う。

(ウ) 参加申請

参加を希望する応募者は、令和7年4月9日（水）午後5時までに「競争的対話に関する質問書（様式0-2）に対話を希望する内容を提出すること。

キ 提案審査書類の受付

資格審査通過者に対し、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たり、市が必要と判断した場合は、応募者に対して個別に確認を行うこともある。

(ア) 受付期間

令和7年6月26日（木）から令和7年6月27日（金）午後5時まで

(イ) 提出書類

提案審査書類の作成方法は、様式集に従うこと。

(ウ) 提出先

倉敷市教育委員会 学校教育部 保健体育課

(エ) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。なお、持参する場合は、必ず前日までに8（4）の問い合わせ先へ連絡の上、提出時間等を調整すること。

ク 提案に関するヒアリング等

提案書の内容の確認のために、応募者に対するヒアリングを令和7年8月上旬日に実施する。具体的な日時及び実施方法は、後日、市より代表企業に対して通知する。

ケ 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定並びに公表

提案書について選定審査委員会で総合的に評価を行い、市は、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、応募者に通知するとともに公表する。

コ 優先交渉権者との交渉と事業契約の締結

市は、選定した優先交渉権者と契約内容の詳細について協議し、事業契約に関する議会の議決を経た後、事業契約を締結する。協議が調わなかった場合、次点交渉権者と協議を行う。

(2) 応募に関する留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾のうえ、応募に参加すること。

イ 費用負担

提案に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

ウ 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において倉敷市情報公開条例に基づき公表が必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

エ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うこととする。

オ 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

カ 応募グループの複数提案の禁止

応募グループは、1つの提案しか行うことができない。

キ 応募書類の変更禁止

応募書類の変更、差替え、再提出は原則として認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

ク 使用する言語、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

ケ 応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- (ア) 参加資格要件の無い応募者が行った応募
- (イ) 「参加表明書」に記載されたグループ代表企業以外の者が行った応募
- (ウ) 応募者の記名及び押印を欠く応募、又は応募事項を明示しない応募
- (エ) 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
- (オ) 誤字、又は脱字等により意思表示が不明確な応募
- (カ) 同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた応募
- (キ) その他募集要項等において示した条件等応募に関する条件に違反した応募

コ 提案価格及び提案価格の算定方法等について

市が支払うサービス購入費の合計金額を提案価格とすること。

サービス購入費のうち、既存施設の解体・新設道路整備・共同調理場の施設整備に係る対価のうち、引渡し後に一括で支払う「サービス購入費A」は1,100,000,000円とすること。

また、サービス購入費の算定に用いる割賦手数料は、次の基準金利に応募者の選定するスプレッドを加えたものとする。

なお、事業期間中の金利変動は見込まないこと。

提案用基準金利	基準金利は、Refinitiv（登録商標）より提供されている令和7年5月1日 午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの（円/円）金利スワップレートとする。ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において「基準金利0%」と読み替えるものとする。 なお、TONA TSRの提供が初動期であるため、上記規定において使用している用語が今後変更されることも想定される。定義が変わらない場合は適宜読み替えるものとするが、変わる場合は協議の上、市が取扱いを決定する。
---------	---

サ その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

(3) 市の支払総額の上限価格

13,154,000,000円（現在価値換算前の実額ベースで、消費税及び地方消費税を含む。）なお、市の算定根拠は公表しない。

5 優先交渉権者の決定

(1) 優先交渉権者の決定

ア 審査は、審査基準書に従い参加資格確認及び提案審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は審査基準書に示す。

イ 提案審査のうち性能審査及び価格審査については、選定委員会において比較検討を行い、最優秀提案を選定する。

ウ 市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉権者決定後速やかに、全ての代表企業に対して通知する。

(3) 審査結果等の公表

審査結果及び審査講評については、市ホームページにおいて公表する。

6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりある。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格となる。

(1) 敷地に関する各種法規制等

ア 敷地条件

項目	内容
建設予定地	岡山県倉敷市玉島1丁目15-60
敷地面積	本事業にかかる全体敷地面積 約14,740㎡ 本施設建設のための敷地面積 約8,770㎡
区域区分	第二種住居地域
防火・準防火地域	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%
土地の所有者	倉敷市（一部借地）

イ 規模及び機能

項目	内容
構造	事業者提案による
延べ面積	事業者提案による
調理能力	給食提供用 8,000食/日程度 (アレルギー対応食 150食/日を含む。)
献立方式等	小学校・中学校：2献立制 ① 副食3品の調理を行う。 ② 主食・飲用牛乳は別途委託業者にて学校へ直送する。 ③ アレルギー対応食の提供を行う。アレルギー対応食は、上記①の献立を基本に乳、卵の2品目を対象としたアレルギー除去食（将来的に品目の増加を検討する）と市の指定するアレルゲンを対象としたアレルギー代替食を提供する。アレルギー代替食の提供は令和11年度から提供する予定。

(2) 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、1 (1) オ (ウ) 事業の範囲及び要求水準書に示すとおりとする。

(3) 業務の委託

事業者は、応募書類に示したとおり、構成企業又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、応募書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。

なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

(4) 事業者の収入

市は、事業者に対し、既存施設解体・新設道路整備・本施設の設計・建設に係る対価、開業準備及び維持管理・運営に係る対価として、サービス購入費を支払う。支払方法、支払時期については、事業契約書（案）を参照すること。

なお、維持管理・運営に係る対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとし、固定料金には、建物維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理員人件費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、事業契約書において定める。

(5) 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

市は、事業期間中、事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。

事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的に、事業契約書に基づきサービス購入費を減額する。詳細については事業契約書（案）を参照すること。

(6) 保険

事業契約書（案）を参照すること。

(7) 市と事業者の責任分担

ア 基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者が担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

(8) 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後 3 か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

7 契約に関する事項

(1) 契約手続き

ア 優先交渉権者と市は、契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、基本協定書に基づき事業契約手続きを行う。

イ 優先交渉権者は本事業を実施するための特別目的会社を設立し、市は特別目的会社と仮契約を締結する。

ウ 仮契約は、当該契約に関する議案が令和7年12月 倉敷市議会第3回定例会の議決を経た場合に本契約となる。

(2) 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備、開業準備、維持管理及び運営に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

(3) 契約金額

契約金額は、提案価格に消費税相当額を加えた金額とする。

(4) 契約の保証

事業契約書（案）を参照すること。

(5) 特別目的会社の設立

ア 特別目的会社は、倉敷市内に設立するものとする。

イ 特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

ウ 応募グループの構成企業は、事業者に対して必ず出資するものとし、代表企業の議決権割合は最大となるものとし、構成企業全体の有する議決権の割合は、全議決権の2分の1を超えることとすること。

また、すべての構成企業は、事業契約が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分

を行ってはならない。

- エ 構成企業以外の者が特別目的会社の出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の50%未満とする。

(6) 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

(7) 融資金融機関との協議

事業者は、市が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関（以下「融資金融機関という。」）と直接協議を行い、契約を締結する場合があることを予め承諾するものとする。かかる協議においては、概ね以下の事項を定めることとする。

- ア 市が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項

- イ 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の市の書面による承諾に関する事項

- ウ 融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の市との協議に関する事項

(8) 契約金額の内訳の公表

市は、優先交渉権者との契約金額の内訳について、市が必要と判断した場合において、当該金額を公表することがある。公表する金額は、提案価格内訳書（様式A-3-2）に示された項目及び金額とする。

8 その他

(1) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

ア 法制上及び税制上の措置

本事業を行うために必要な土地は市の行政財産であり、市はこれを事業者は無償で使用させる。また、市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に協力する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

イ 財政上及び金融上の支援

(ア) 交付金及び地方債等

市は、本事業において交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

(イ) その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう努める。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

(2) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

ア 事業の継続に関する基本的考え方

事業予定者においては、特別目的会社の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて必要な修復その他の措置を講じることとする。

イ 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(ア) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。

- ② 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(イ) 市の責めに帰すべき事由の場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ② 前号により事業契約が解除された場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(ウ) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知をおこなうことにより、事業契約を解除することができる。
- ③ 前号により事業契約が解除される場合、事業者は生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、事業契約書（案）を参照のこと。

(エ) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

(3) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開請求があった場合は、市情報公開条例に基づき提出書類を開示することがある。

また、本事業に関する情報提供は、倉敷市教育委員会 学校教育部 保健体育課のホームページ等を通じて適宜行う。

(4) 募集要項等に関する問い合わせ先

本募集要項等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

倉敷市教育委員会 学校教育部 保健体育課 (担当：守安・守谷)

住所 : 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

電話 : 086-426-3835

FAX : 086-421-6018

E-mail : schhlt@city.kurashiki.okayama.jp

ホームページアドレス <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/gakuho/>